

# 遠方原告の「原告適格」否定は許せない 2月9日 控訴理由書提出 判断基準は年20mSvではなく、年1mSvにすべき

昨年12月4日の大阪地裁判決（以下、原判決）において原告適格を否定され、訴えを棄却された原告7名は、12月18日大阪高裁に控訴し、2月9日控訴理由書を提出した。以下、控訴理由書の内容を紹介する。

控訴理由書は、原判決は2012年の規制庁シミュレーションの結果を原告適格の判断において参酌したことは大枠で正しいとした上で、原告適格の範囲を狭くしているのが誤りとしている。

原判決は、原告適格の基準は、原発事故による1年間の実効線量の積算値が20mSvだとした。この線量に達する地域は規制庁シミュレーションにより約120km以内だとし、以遠について原告適格を否定し、訴えを棄却した。

## ○原告適格の基準は年20mSvではなく、1mSvとすべき

原判決は、原告適格の基準を年20mSvにおいた根拠として、国際放射線防護委員会（ICRP）が、原子炉事故が発生した場合のような緊急時被ばく状況については、公衆を防護するための参考レベルとして、1年間の実効線量の積算値が20mSvから100mSvという数値を示していることをあげている。

しかし、ICRPによる公衆の被ばくに関する実効線量限度は、年1mSvである。原子炉事故が発生したからといって、年20mSvの被ばくを受忍しなければならない謂れはない。原告適格の基準は年1mSvとすべきである。

## ○長期の避難・移住を強いる福島事故、チェルノブイリ事故の現実を踏まえよ

福島原発事故が示すように、ひとたび原発で大事故が発生すれば、長期間の避難を強いられる。

ICRP2007年勧告は、事故後の回復・復旧期においては、年1mSvから20mSvの範囲で参考レベルとしての線量を定めるとしている。旧ソ連のチェルノブイリ原発事故を踏まえたウクライナの法律では、年間被ばく量が5mSv以上で「移住義務」ゾーン、年間被ばく量が1mSv以上で「移住権利」ゾーンとしている。

福島原発事故の2週間後、原子力委員会委員長（当時）の近藤駿介氏も、チェルノブイリ事故の避難区域を参照して、最大250kmを長期の避難区域として想定しうる旨を報告していた。福井地裁2014年5月21日大飯3・4号運転差止判決も、これを踏まえている。「直接的かつ重大な被害」を短期的な被害のみに注目して年20mSv以上、120km以内に限定するのは甚だしく不当だ。

## ○規制庁シミュレーションは7日間の積算。内部被ばくを考慮せず

規制庁シミュレーションは、事故後7日間の積算に過ぎない。また飲食物からの内部被ばくや琵琶湖の水の汚染も考慮していない。この点を批判的に検討した上で参照すべきである。

規制庁シミュレーションによっても、最遠隔の控訴人の居住地（原発から約1282km）であっても事故後7日間の積算線量が4.2mSvになり、年1mSvを上回る。また1年間の実効線量の積算値も20mSvに達しうると評価できる。

大阪高裁は、遠方の控訴人に対して原告適格を認めた上で、大飯3・4号の設置変更許可処分取り消しの判決を出すべきである。  
(美浜の会ニュース168号より)